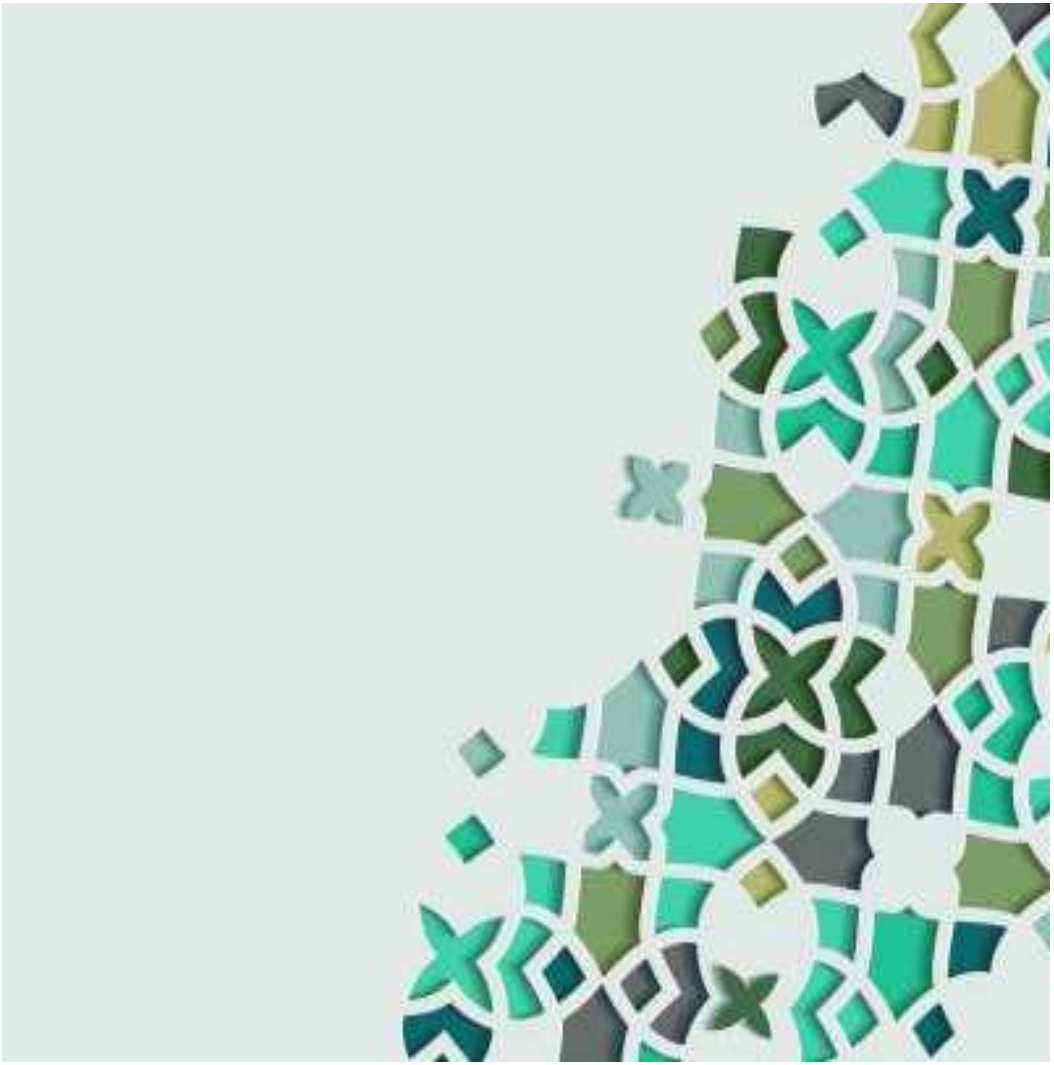

令和８年度
地元説明会
（大川地域）

地元の方の負担軽減を目的とした

投票所の運営方法の見直しについて

なぜ？
投票所の運営方法の見直しが必要なのか？

～地元の方からの声～

令和７年７月の参議院選挙時に一部の自治会長から

「自治会の人数も減り、残っている人の高齢化も進み、選挙の事務に協力できる人材が少なくなってきている。

やってもらえる人がいない、お願いしても断られる、どうすればいいのか」

との相談をいただきました。

過去１０年の当日有権者数の変化

		平成29年 市議選	平成29年 知事選	平成31年 統一選	令和元年 参議院	令和３年 市議選	令和３年 知事選	令和３年 衆議院	令和４年 参議院	令和5年 統一選	令和６年 知事選	令和６年 衆議院	令和６年 市議選	令和７年 参議院	令和８年 衆議院
45投票所	旧水見色小学校	411	399	382	380	349	354	352	343	330	320	322	306	303	300
53投票所	小瀬戸公民館	287	281	274	274	261	260	260	255	247	240	236	232	231	228
54投票所	旧小布杉分校	92	93	86	84	80	79	77	77	69	67	67	66	66	67
55投票所	旧清沢小学校	550	547	520	518	491	489	482	475	461	445	445	442	436	425
56投票所	静岡市清沢避難所	361	357	340	337	325	327	324	308	305	299	294	288	284	279
57投票所	旧峰山小学校	115	113	110	110	103	98	98	93	90	83	83	81	79	78
58投票所	静岡市立大川小中学校	452	445	406	398	379	373	374	370	358	350	352	341	328	317
59投票所	静岡市立大川こども園	258	257	252	252	239	240	240	231	222	217	215	209	206	201
60投票所	玉川生涯学習交流館	505	505	487	477	458	462	457	450	440	419	421	409	402	394
61投票所	静岡市玉川ｷｬﾝﾌﾟｾﾝﾀｰ	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	162	157	[illegible]	[illegible]	[illegible]	142	141
62投票所	玉川西公民館	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	238	237	[illegible]	227	229	[illegible]	[illegible]	[illegible]	202	200
63投票所	大河内生涯学習交流館	288	287	272	272	252	249	250	248	244	229	229	226	225	222
64投票所	渡老人つどいの家	170	168	161	161	145	145	144	141	136	130	128	124	121	117
65投票所	有東木公民館	172	170	162	160	145	145	144	140	136	133	132	132	132	131
66投票所	旧梅ケ島小中学校	302	300	275	275	259	261	261	262	251	236	236	232	229	219
67投票所	新田公会堂	161	159	152	156	149	146	145	139	134	128	123	121	121	123
68投票所	静岡市井川支所	341	334	314	311	298	290	282	264	262	244	240	239	238	230
69投票所	田代集会所	142	141	130	129	116	113	114	115	113	107	107	104	102	99

10年間で２割～３割減

地元の方の負担とは？

１　投票立会人の選出

　選挙期日が確定すると、各投票所で４名、自治会長へ投票立会人の選出を依頼いています。

前半の立会人（**２名**）

　午前７時から午後０時30分までの（約６時間）

後半の立会人（**２名**）

　午後０時30分から午後６時まで（約６時間）

地元の方の負担とは？

２　投票立会人の業務

立会人の役割は

①選挙事務や投票行為の監視及び助言すること

自治会長等から選出された立会人は、公平中立の立場から、選挙事務や投票行為に不正がないか等の監視を行っていただきます。

②投票箱の送致

後半の立会人のうち１名は投票終了後、投票箱等を開票会場（ツインメッセ静岡又は中央体育館）へ送致する際に、開票会場まで同行し、開票管理者へ引き渡されたことを確認します。その後、岐路につきます。（往復で２時間以上かかります。）

地元の方の負担とは？

３　投票事務従事者の選出

選挙期日が確定すると、各投票所で１名、自治会長へ従事者の選出を依頼いています。

従事時間：７時００分～１８時００分（休憩１時間）

依頼人数：１名

地元の方の負担とは？

４　投票事務従事の業務

自治会長等から選出された事務従事者は以下の業務を行います。

１、受付係

２、名簿対照係

３、用紙交付係

なぜ？
投票所の運営方法の見直しが必要なのか？

～アンケートの実施～

「アンケート対象者」

・有権者数が５００人以下の投票区の自治会長（11人）

・過去の選挙時に従事していただいた立会人・市民従事者（合計74人）

「アンケート内容」

・選挙事務で負担となる業務

・負担の度合い

・その他のご意見

自治会長等からの声（アンケートより）

１【立会人選出】

４名の人員を選出　➡　**依頼しても断られる。もっと少なくできないか。**

２【従事者の選出】

7時00分～18時00分の11時間勤務　➡　**依頼しても断られる。長すぎる。**

立会人や市民従事者の選出について、約4割の会長等が負担を感じている。

３【その他の意見】

投票時間（7時00分～18時00分の11時間）が**長すぎる。　もっと短くできないか。**

選挙事務に従事者した方の声

（アンケートより）

【立会人から】

投票時間について　➡　**もっと短くできないか。**

投票箱の送致について　➡　**開票会場まで行く時間と帰る時間が負担である。**

7割以上の方が、投票箱の送致に大きな負担を感じている。

【地元の従事者から】　➡　**勤務時間が長すぎる。**

投票時間を短縮できないか。

８割以上の方が、投票時間が長く従事している時間（勤務時間）に負担を感じている。

負担軽減の検討

1 【立会人の人数】 ➡ 法律で規定されているため、立会人の人数をなくす又は減らすことはできない。

2 【投票時間の短縮】 ➡ 当日投票の場合は、法律上の制限があり、特別な理由がない限り投票時間の短縮はできない。

3 【投票箱等の送致】 ➡ 当日投票の場合は、法律で規定されているため投票箱の送致をなくすことはできない。

4 【従事者の選出】 ➡ 地域に在中している職員が少なく、投票所を運営するために必要な人数の確保が困難であり、市民従事者従者をなくすことはできない。また、交代制にして時間を短縮するには、さらに地元の方の選出が必要になるとともに、事務引継ぎに伴う事務事故のリスクが高まるため困難。

負担軽減の対応策　～どのように変えようとしているのか？～

必須条件　**①有権者の投票機会を確保すること。**
②地元負担を軽減すること。
③法律を順守すること。

すべての要件を解決するには、

・大川小中学校・大川こども園を、投票日の前日（土曜日）に期日前投票所として開設する。

・投票日当日は清沢避難所（旧清沢東小学校跡地）に統合する。

地元の負担はどう変わるのか？

～軽減される内容～

1　投票機会の確保

期日前投票の投票時間については、葵区選挙管理委員会で決めることができる。

投票日の前日（土曜日）

～11：00　投票所準備　（投票用紙を市役所の金庫から投票所まで運搬し、投票所の設営する。）

11：00～　投票開始　～17：00　投票終了

投票機会及び投票時間を６時間確保

地元の負担はどう変わるのか？

～軽減される内容～

2　立会人の選出及び勤務時間

投票時間が短縮されたことにより、必要になる立会人は

4名（午前2名、午後2名）➡　**2名**

地元の負担はどう変わるのか？

～軽減される内容～

3　投票箱の送致

当日投票から期日前投票に変えたことで

立会人の**同行は不要**

市の職員（管理者）が責任をもって送致します。

地元の負担はどう変わるのか？

～軽減される内容～

４　市民従事者の選出

勤務時間が11:00からとなることで静岡市外に在住している職員が勤務可能となり、

地元からの市民従事者（1名）の選出が　不要

地元の負担はどう変わるのか？

負担軽減案の効果

１　投票時間・・・・・・・・・【短縮】１１時～１７時（６時間）

２　立会人の人数・・・・・・【縮小】４名→２名

３　投票箱等の送致・・・・・【不要】管理者が送致

４　従事者の選出・・・・・・【不要】市職員で対応可能

５　その他の効果

期日前投票所のため、葵区の選挙人名簿に記載のある方であれば、親族が一緒の投票所で投票が可能。

有権者の方は、これから、いつ・どこで投票できるのか？

～地元負担軽減のためのご理解～

いままで

期日前投票

・静岡市役所（全期間）

・藁科生涯学習センター・北部図書館（５日間）

当日投票

大川小中学校　　７:００～１８:００

大川こども園　　７:００～１８:００

➡ これから

期日前投票

・静岡市役所（全期間）

・藁科生涯学習センター・北部図書館（５日間）

・大川小中学校（前日の土曜日）

・大川こども園（前日の土曜日）

当日投票

清沢避難所（旧清沢東小学校跡地）

７:００～18:００

投票の仕方は変わるのか？

宣誓書の記入が必要になりますが、大きくは変わりません。

入場券の裏面の宣誓書を書いて持参してください。

お忘れされた場合でも投票所に予備の宣誓書を用意しますので、

その場で記入できます。

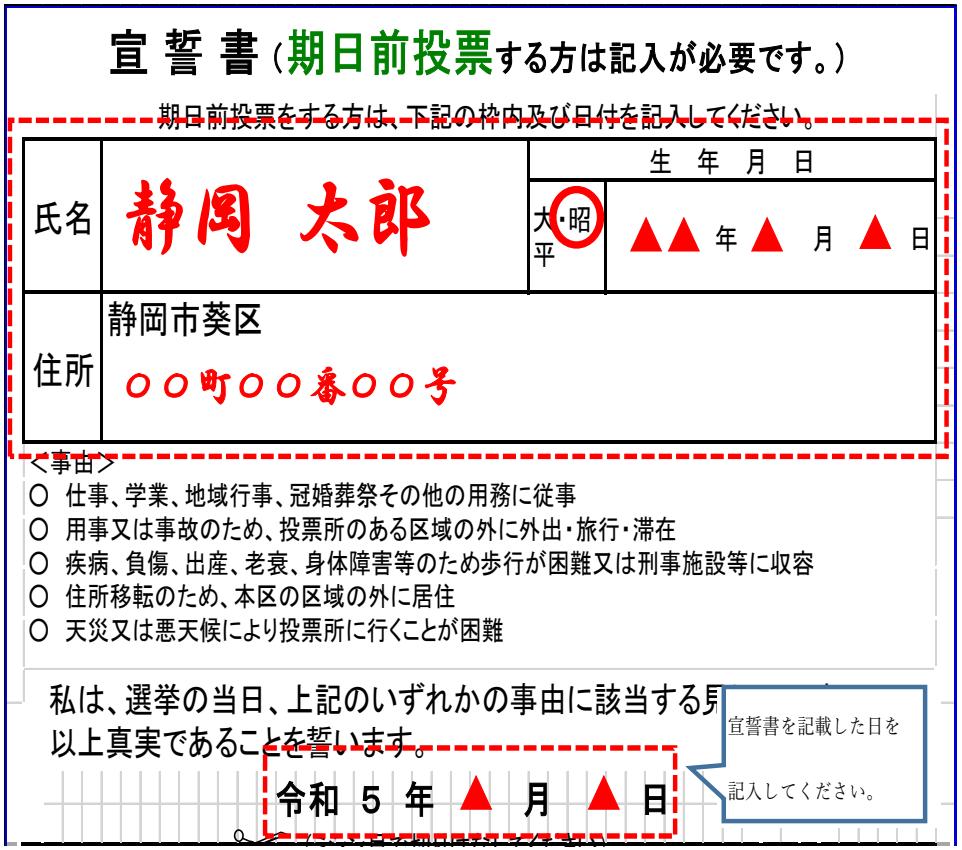

宣 誓 書（期日前投票する方は記入が必要です。）

期日前投票をする方は、下記の枠内及び日付を記入してください。

氏名	静岡　太郎	生　年　月　日	
		大・昭・平	▲▲ 年 ▲ 月 ▲ 日
住所	静岡市葵区 ○○町○○番○○号		

＜事由＞

○ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
○ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
○ 住所移転のため、本区の区域の外に居住
○ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

私は、選挙の当日、上記のいずれかの事由に該当する見
以上真実であることを誓います。

令和 5 年 ▲ 月 ▲ 日

宣誓書を記載した日を記入してください。

いつから変わるのか？

令和9年4月の統一地方選挙から

実施したいと思っています。

ご理解・ご協力をお願いします。